

脱法ドラッグの危険性について

▶脱法ドラッグとは

- ・「合法ドラッグ」や「合法ハーブ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されている。
- ・ ビデオクリナー、芳香剤、植物肥料、ハーブ、お香などを装い販売されているものもあるが、人体への使用により危害が発生する恐れある。

▶脱法ドラッグに含まれる成分について

・指定薬物

「中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として薬事法に規定された成分

当初は、「ハーブ」と呼ばれる大麻類似成分を中心とした抑制系の物質を含むものが多かったが、最近では「バスソルト」と呼ばれる覚せい剤様の興奮作用を持つものや「リキッド」と呼ばれる液状のものも登場している。

指定薬物については、単純所持、使用は規制の対象外であるが、医療用等の用途を除き、製造、輸入、販売、授与、又は販売若しくは授与目的の貯蔵、若しくは陳列が薬事法により禁止されている。

指定薬物のうち、依存性の認められるものについて、順次麻薬に指定

罰則規定（指定薬物を製造、輸入、販売、授与又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した場合）

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科

・麻薬

医療用の用途に有用性が大きい反面、中枢神経に作用し、乱用によって強い依存性を示し、乱用者の個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすものとして、「麻薬及び向精神薬取締法」により、その所持、使用が厳しく規制されている。

実際に、東京都が実施した買上調査によって、麻薬を含む製品が発見されている。

罰則規定（麻薬をみだりに製剤、小分け、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者）

7年以下の懲役、営利目的の場合は、7年以下の懲役又は7年以下の懲役及び200万円以下の罰金

・向精神薬

中枢神経に作用し、人体に何らかの有害な影響を及ぼすものとして、「麻薬及び向精神薬取締法」で指定されているもの。睡眠薬、抗不安薬として使用されている。

麻薬と同様に、国内で販売されていた製品から検出されている。

罰則規定（向精神薬をみだりに譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者）

5年以下の懲役、営利目的の場合は、5年以下の懲役又は5年以下の懲役及び100万円以下の罰金

▶脱法ドラッグによる健康被害の状況

京都府警察本部で把握している府内の健康被害の発生状況（平成23年）

- ・医療機関受診人数：24人
- ・症 状：吐き気、手足のけいれん、意識障害

※ 医療機関受診者（24人）の内訳

性 別	男性21人、女性3人
年 齢	未成年5人、20歳代11人、30歳代5人、40歳代3人
職 業	高校生2人、短大専修学校1人、大学生3人、大学院生1人 有職11人、無職3人、不明3人
購入方法	店舗14人、インターネット3人、路上4人、知人3人